土地改良事業の工事の完了......

事農西

林北

'水地 所産方

껃

第二千五百六十四号

平成十七年十二月七日

十二月七日

保安林の指定解除..... 土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 公有水面埋立て工事のしゅん功認可...... 保安林の指定解除予定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定...... 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出. 生活保護法による医療機関の指定...... 出 公 告 目 先機 関 示 次 (都市計画課) 林 保高 政健 整漁 同 同 政 : : : : : 三. \equiv

> 号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

青森県知事

Ξ

村

申

吾

よこやま整形外科	すこやか調剤薬局	のじりデンタルクリニック	笹森歯科中央クリニック	名称又は氏名
弘前市大字藤野二丁目六の九	三沢市大町二丁目九の二二	三の一南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井五	弘前市大字城東三丁目六の一	所在地又は住所
11.11.11	"	"	平成デー・一	指定年月日

青森県告示第九百八号

二号の規定により告示する。 おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次のと

平成十七年十二月七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

变	変	<u> </u>
変更後	変更前	分
十八ヨ町店調剤薬局ツルハドラッグ	三光薬局	名称又は氏 名
ノ戸オブ写十ノE町二七		所在地又は住所
五 万 七	<u>‡</u>	変更年月日

青森県告示第九百九号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の二第二号の規定に

青森県告示第九百七号

示

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

平成十七年十二月七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1年10-11	青森市幸畑一丁目二二の八	横内内科小児科医院
平成七・八三	五所川原市字田町一二〇	佐藤仁外科胃腸科
廃止年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第九百十号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十七年十二月七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

北 産業 社 東	愛会 医療法人 弘	しらゆり はサービス はなか	会人社会 弘前豊徳 徳法	協株 医科会社 器械三	氏名 称 又 名は	指定居宅サー
平一の八六五 字豊間内字地蔵 三戸郡五戸町大	三丁目一の四	字福富五六弘前市大字福村	一〇 字中桜川一八の 弘前市大字大川	七 ー 一丁目七の 中町流通センタ岩手県紫波郡矢	所在地又は住所主たる事務所の	ッー ビス事業者
生応認 活型知 介共症 護同対	訪問介護	訪問介護	生短 活 介 護 所	貸福 与祉 用	類 b	ご居 ス宅 Dサー
荘 ムよこはま グループホー	あョン アン アステー	しらゆり おり ビス	前夕活短 ハ ウ 説 リ ス い 弘 い と い き い た り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り	部ン福協株 タ祉医式 ル用科会 事具器社 業レ械三	名称	行居宅サー
三八の五 上イタヤノ木四 上北郡横浜町字	一八の二 大字藤崎字舘岡 南津軽郡藤崎町	字福富五六弘前市大字福村	一〇 字中桜川一八の 州一八の	目三〇の三八戸市沼館二丁	所 在 地	事 業 所
七・ 1・ 元	"	"	デー・六	□ □ 三 三 三	年月日	指定

みれ会 会 人す	
ルポープ ルポープ 日三四 に関する	
生応認 活型知 介共症 護同対	
湖 ー グルー み れ れ	
の三九〇 北北一丁目三四 四	
"	

青森県告示第九百十一号

通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ り告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

平成十七年十二月七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

解除予定保安林の所在場所

青森市大字滝沢字北滝沢山 _ の _ (国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備

青森県告示第九百十二号

て準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

平成十七年十二月七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

保安林の所在場所

二七五の二五、二七九の一から二七九の一〇まで、二八〇の七から二八〇の一九ま 十和田市大字三本木字佐井幅二七五の一から二七五の二二まで、二七五の二四、

で、二八〇の二八

保安林として指定された目的 風害の防備

Ξ 保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第九百十三号

したので、同条第二項の規定により告示する。 より、平成十七年十一月二十九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可を 年七月二十九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定に 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十六

平成十七年十二月七日

で鰺ケ沢町役場に備え置いて閲覧に供される。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

青森県知事 Ξ 村 申 吾

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称 青森市長島一丁目一の一

青森県

代表者の住所及び氏名

2

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

西津軽郡鰺ケ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区域

を結ぶ春分・秋分の日の満潮位 (東京湾中等潮位プラス)・五八一メートル) に の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点

おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 鰺ケ沢港北防波堤灯台 (北緯四) 度四七分 二分四二秒) (×座標 = 八七三九七・五四四) (Y座標 = マイナス五二 八秒) (東経一四 度

四六一・七八九) から二六七度二 分一八秒五 五・二一一メートル

の地点 の地点から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点

の地点 の地点から八八度五三分一九秒三一・八九メートルの地点

の地点 の地点から一七九度一二分三五秒七八・八六メートルの地点

の地点 の地点から二六九度一二分三の砂一・八二メートルの地点

面積

3

一、五七六・九七平方メートル

公 告

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

弘前城東第五土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、 により次のとおり公告する。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、 同条第四項の規定

平成十七年十二月七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

_ 事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十八年三月三十一日まで

Ξ 施行地区

字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部 田字巻屋、同大字字村元、大字福村字新舘添、同大字字林元、同大字字福富、 弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、 同大字字西平岡、 大字福

兀 事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目七

五 設立認可の年月日

平成十七年十二月七日

十六年災農地災害復旧事業

八

鰺

ケ 沢

町

平成二・

÷

土

地 改

良 事

業 の

名

称

事業を行う者

年工 月事完

日了

十六年災農業用施設災害復旧事業

八

1

∄.

八

五

11

÷

₹

八

Л

"

7

· 崇

八

Ξ

"

八

"

÷

六

"

六 変更認可の年月日 平成九年十一月四日 平成十七年十一月二十九日

出 先 機

土地改良事業の工事の完了

関

ので、同条第二項の規定により公告する。 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新

÷ 1 ❖ 学芸 青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 八

-0七

八

〇六

"	"	,, ,, ,,
一七	"	// 八 一〇九
一七、八一五	"	// 八 一 〇 八